

## 介護職員等特定処遇改善加算

### ○「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、次の厚生労働省通知等をご確認ください。

### 介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）

### ○「見える化要件」とは・・・

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

### ○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	職場体験や職業体験を受けることで中学生・高校生を受け入れている。秋に施設の祭りやクリスマスなどの施設行事にボランティアとして参加していただく機会を設けている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の介護職員の負担を軽減するための代替え職員確保を含む）	資格取得を促進するために資格手当を支給している。より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替え職員確保を含む）
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	産前産後休暇・育児休暇、看護休暇（未就学児）、介護休暇・介護休業制度を設けている
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	随時希望者を面談し正社員への転換を行っている。また、新たな勤務体系として日勤専従の正職員での採用を実施。
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	メンタルヘルスに関する相談窓口を設けるとともに、希望者に産業医の面談を実施している
心身の健康 管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	年次の健康診断・ストレスチェックの実施、館内に休憩室を設けるとともに館内禁煙、屋外に喫煙スペースの確保を実施
組 務 改 善 の た め の 業	タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。

	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化	介護補助業務（居室環境整備、食事の配膳・下膳、備品の管理）や日直業務（面会受付、電話応対、営繕）などに高齢者を登用し役割分担を図っている
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定期・随時のミーティングを実施し業務内容やケア内容の改善を図っている
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	地域で開催される盆踊りやレクリエーション、清掃活動等に参加し、地域の児童・生徒や地域住民との交流の場を設けている。

当法人は以下の処遇改善加算を算定しております

事業	算定区分
老人福祉施設	福祉・介護職員等処遇改善 加算 I
(介護予防) 短期入所生活介護	福祉・介護職員等処遇改善 加算 II

令和 6年 6月 1日現在